

敦賀市議会 同志会!!

～議会改革への取り組み～

2018年4月発行

立石武志
林 正男
豊田耕一
堀居哲郎

ご挨拶

現在、私たち同志会では議員の公正さや市民からの信頼をより得るため、「敦賀市議会政治倫理条例」の改正を目指し取り組みを進めております。長年、敦賀市議会で議論されてきた内容であり、福井県内の他自治体の条例を鑑みましても、明らかに敦賀市の政治倫理条例の内容は遅れをとっていると言わざるを得ません。その一番の論点が「**請負等に関する制限**」であります。

我々、同志会と致しましては福井県内多くの自治体と同様の請負等に関する制限として「**議員本人や配偶者はもとより、2親等以内の親族が経営する会社についても、市との請負契約を辞退すること**」を定めるべきと考え行動しておりますが、中々前に進まない状況であります。

具体的な内容に関しましては裏面をご一読頂きたく存じますが、先進自治体の状況等も含めまして、市政報告として記載しております。何卒ご高覧賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

先進自治体の状況

1 広島県府中市

広島県府中市では、政治倫理条例に定められている議員2親等規制が憲法に違反するかどうか平成22年11月より法廷で争われ、**平成26年5月に最高裁判所の判決で、「議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制で合憲」だと示されました。**

私たち同志会では、最終的に最高裁判所まで争われた経緯や、現在の議会や市職員の状況などを確認するため広島県府中市を訪れ、行政視察をさせて頂きました。広島県府中市では市長が先頭に立ち、行政と議員が法廷で最高裁判所までこの「議員2親等規制」について争い、最終的には行政が勝訴する形になりました。

この視察を通しまして、私たち同志会は、開かれた民主的な市政の発展と透明性のある行政を担保する為にもこの「**請負等に関する制限**」が必要であると確信を致しました。

2 茨城県常陸太田市

常陸太田市の政治倫理条例の内容は、議員自らを律するものであり、市議会議員の「資産公開」も義務付けられています。また、政治倫理条例案を策定する過程で市長等も含めた条例案にすべきとの意見が出され協議の結果、市長等を含めての条例が制定されました。

また、茨城県常陸太田市の政治倫理条例にも、市の契約請負に関する制限が「**市が行う契約に関する遵守事項**」として次のように定められております。

- ①**市長等及び議員が役員をし、継続的に一定の収益事業を行っている法人、その他の団体(個人が経営し、運営するものを含む。)**
- ②**市長等及び議員が実質的に経営又は運営に携わっている法人は、一般競争又は指名競争入札参加資格を申請することができない。**
- ③**市長等及び議員の配偶者並びに血族の2親等以内または同居の親族が役員をしている法人等についても同様とする。**

常陸太田市の担当部局の見解では、敦賀市の政治倫理条例の内容は、かなり緩いものであるとの認識でありました。私たち同志会と致しましても、市民に信頼される市議会にしていく為に「**請負等に関する制限**」の条文を追記できるよう敦賀市議会政治倫理条例の改正に向けて取り組んでおります。



敦賀市議会と県内市議会の政治倫理の違い

敦賀市議会政治倫理条例について

- ・敦賀市議会では、「敦賀市議会基本条例」とあわせて、「敦賀市議会政治倫理条例」を定めています。
- ・これは、平成18年に議会自ら定めたもので、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、その実現に向けて、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員が市民全体の奉仕者として政治倫理の向上に努め、常に良心に従って誠実かつ公正にその職務を行うことを定めたものです。
- ・具体的には、職務上の不正の禁止、公正を疑われるような金品の授受等の禁止、地位・権力を利用した口利きの禁止など、遵守すべき政治倫理基準が記されています。
- ・「政治とカネ」の問題が、新聞やテレビでたびたび報道される今日、私共は、議員の公正さや議会の信頼を保つために、この政治倫理条例について、さらに一段高いところへ持ち上げる必要があると考えています。

兼業(請負)の禁止

- ・地方公共団体の議会の議員は、地方自治法第92条の2において、一定の兼業(請負)が禁止されています。
- ・これは、議員が市の請負契約に対する議会の議決、事務執行に関与する立場である以上は、公正な議会運営、適正な事務執行を確保するために、市との間において、請負関係に立つことを禁止しようとするものです。

「地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」

- ・私共は、さらに一步踏み込み、議員本人や配偶者はもとより、2親等以内の親族が経営する会社についても、市との請負契約を辞退するよう定めるべきと考えます。

最高裁判所の判断

- ・この議員2親等規制については、広島県府中市の政治倫理条例が憲法に違反するかどうか法廷で争われており、平成26年5月の最高裁判所の判決では、議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制で合憲だと、判断が示されました。
- ・私共は、「敦賀市議会政治倫理条例」が定められる以前より、この議員2親等規制の必要性を訴え続けており、今回の判決を見ても、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与するために、必要なものであると確信しています。
- ・私共はやはり、法律よりも道德、倫理のほうが上にあるものと考えています。

県内自治体の状況

- ・県内の市議会では、福井市をはじめ、7市議会が政治倫理条例を定めており、そのうち6市議会が議員2親等規制を設けています。
- ・福井県議会においても、議員2親等規制を設けています。
- ・今回の最高裁判所の判決以降、全国的に「請負等に関する制限」の規制を設ける議会が増加しております。

市民から信頼され、身近でわかりやすい議会に

- ・私共敦賀市議会は、市民から信頼され、身近でわかりやすい議会づくりを通じ、市民の負託に応え、そして市民福祉の向上、豊かなまちづくりの実現を図ることを目的に議会基本条例を定めました。
- ・この議会基本条例にもとづき、会議の原則公開、一問一答方式等の導入、自由討議の実施、議会報告会の開催等、様々な取り組みを行っています。
- ・あわせて、議員の公正さや議会の信頼を保つために、議員2親等規制に関する「敦賀市議会政治倫理条例」の改正が必要と考えます。

請負等に関する制限

議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の発注する工事等の請負及び業務委託の契約を辞退することを求めるなど、市民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならないと考えています。

- ①議員、その配偶者又は2親等以内の親族が役員をしている企業等
- ②議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等
- ③議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等